

中間前金払に係る取扱いについて

平成28年4月1日 制定

1 趣旨

中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、請負者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。この取扱いは、実施に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、1件の請負代金額が500万円以上の工事について、次の要件のすべてに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払は行わないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為に係る特例

2に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が500万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、2の(1)及び(2)中、「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が500万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

(1) 事業担当者は、請負者から中間前金払に係る認定請求書（別紙1）が提出されたときは、2の（1）から（3）に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定するものとする。なお、認定請求書には、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第11条の規定による工事履行報告書（別紙2）を添付させるものとする。

(2) 事業担当者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、契約約款第11条の規定による工事履行報告書、工程表及び全景写真（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3) 事業担当者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙3）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前払金の支払の請求

請負者が中間前払金の支払いを請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

7 中間前金払と部分払の選択

中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別紙4）を契約の相手方から提出させる方法により確認するものとし、その選択については、その後において変更することはできないものとする。なお、届出書において、部分払を選択している場合には、約款第34条第3項及び第4項については削除するものとし、中間前金払を選択している単年度工事については、約款第37条については削除するものとする。

8 施行時期

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降から契約する工事等に適用する。

認 定 請 求 書

工 事 名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者職氏名 印</p> <p>(白井市長 宛)</p>	

(別紙2)

工 事 履 行 報 告 書

工事名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
日付	年 月 日 (月分)

月別	予定工程 % () は変更後	実施工程 %	備考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
(記事欄)			

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

認 定 調 書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	円
摘 要	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>白井市長 印</p>	

(注)「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の2分の1を経過しているか。
- 3 出来高が50%以上であるか。

(別紙4)

中間前金払と部分払いの選択に係る届出書

年 月 日

(白井市長 宛)

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記に掲げる工事については、(中間前金払・部分払)を選択したいので、お届けします。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 落札額
- 4 工事期間

(注) 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名押印のこと。